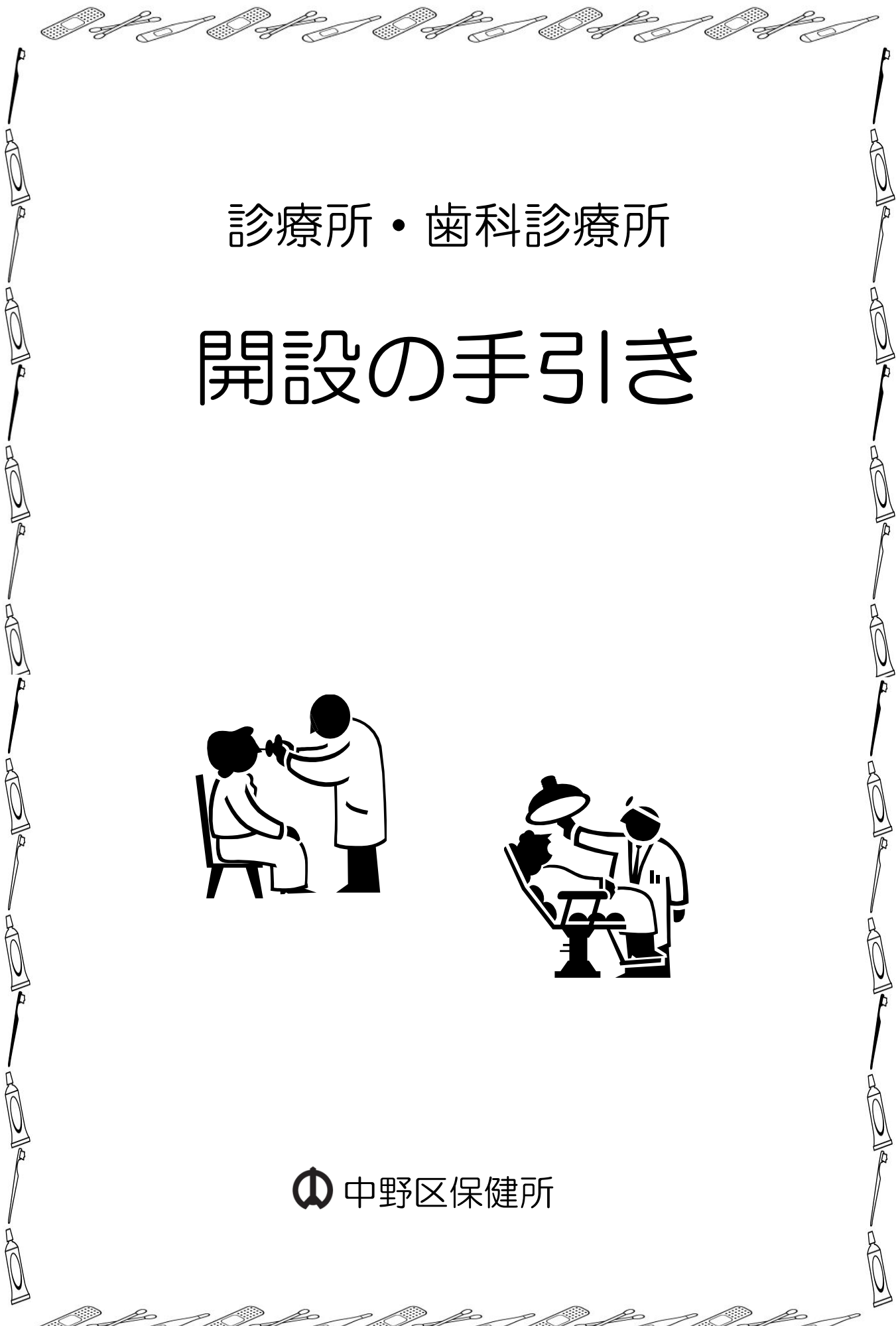
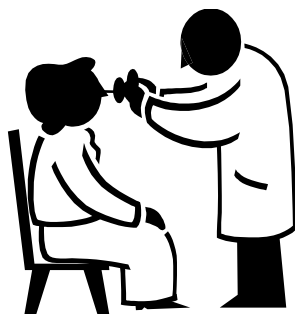


A decorative border surrounds the page, featuring a repeating pattern of medical supplies: band-aids, syringes, and dental tools like toothbrushes and toothpaste tubes.

診療所・歯科診療所 開設の手引き



 中野区保健所

1 開設のながれ

診療所開設の手続きは、臨床研修等修了医師または臨床研修等修了歯科医師（以下、「医師」「歯科医師」と表記します）が開設する場合と、非医師（医療法人等）が開設する場合で異なります。

診療所を開設した日から診療を行うことはできますが、すぐに保険診療を開始できるとは限りません。（※1参照）。

なお、有床診療所を開設する場合には、開設の手続きに先立って、東京都知事の病床設置許可を受ける必要があります。事前に下記窓口にご相談ください。

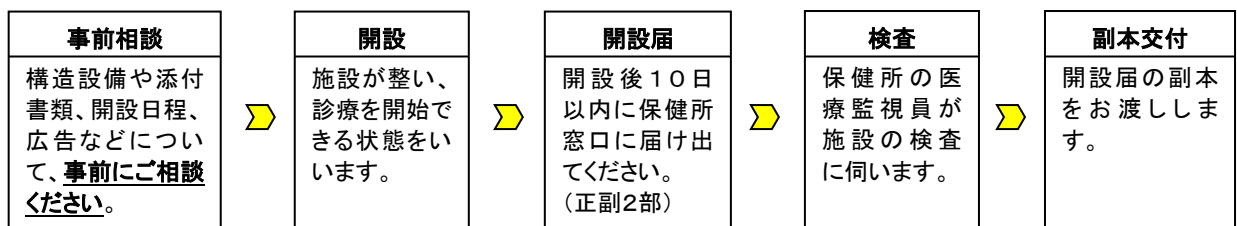
【 病床設置許可の申請先 】

東京都保健医療局医療政策部医療安全課医務担当

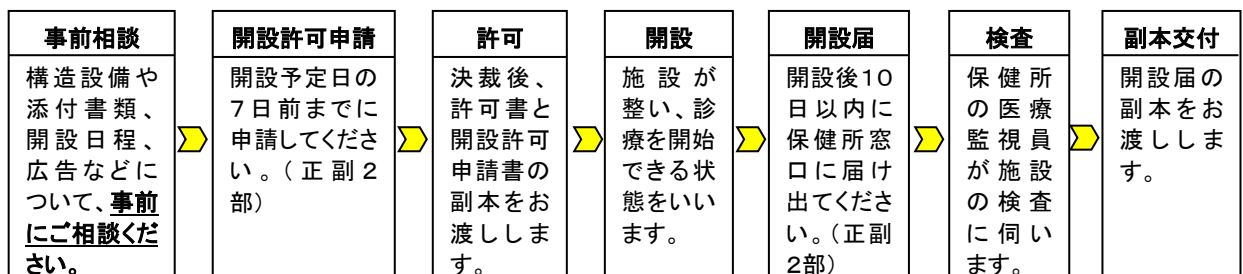
新宿区西新宿 2-8-1 都庁第一本庁舎 電話：03-5320-4431

（1）医療法上の手続き

① 医師・歯科医師個人が開設する場合



② 非医師・非歯科医師が開設する場合



※施設検査については、開設届提出後ではなく開設許可申請後に行う場合もあります。

（2）注意事項

① 医療法人化の場合

診療所を開設した医師・歯科医師が医療法人を設立し、開設者を医療法人に変更する場合は、既存の診療所を廃止し、新たに開設手続きを行うことになります。

医療法人が開設許可申請を行う場合は、東京都知事より医療法人の認可を受け、法人登記手続きを終えていなければなりません。医療法人の手続きについては、下記の窓口にお問い合わせください。

東京都保健医療局医療政策部医療安全課医療法人担当

新宿区西新宿 2-8-1 都庁第一本庁舎 電話：03-5320-4426

② 保険診療との関係（※1）

保険医療を行なう場合は、保険医療機関としての指定を受ける必要があります。厚生労働省の地方支局である関東信越厚生局で指定申請を受け付けていますが、**申請には開設届の副本が必要になります。**毎月、申請手続締切日があり保険医療機関としての審査もあるため、保健所に診療所開設届の届出を行ってから指定を受けるまで約1ヶ月程度を要します。指定を受ける場合は、お早めに下記の窓口までご相談ください。

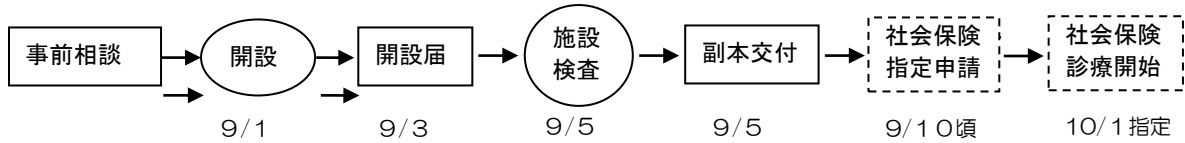
関東信越厚生局東京事務所

新宿区西新宿 6-22-1 新宿スクエアタワー 電話：03-6692-5119

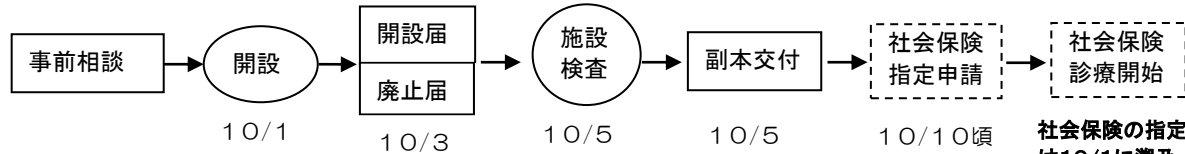
診療所開設のフローチャート

以下は、１０月１日から社会保険診療を開始する場合を例にした、開設までのおおよその日程を示したものです。休日等の関係で日数を要する場合がありますので、早めにご相談ください。

医師（個人）が開設する場合

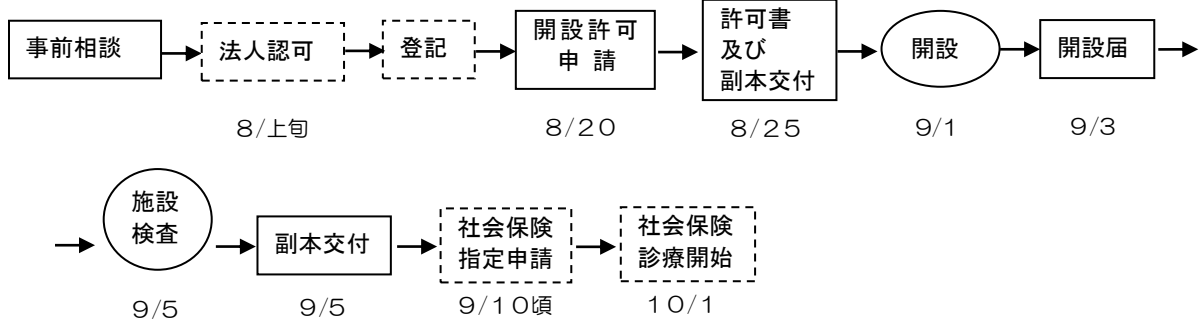


個人開設した診療所を親子代替わりする場合



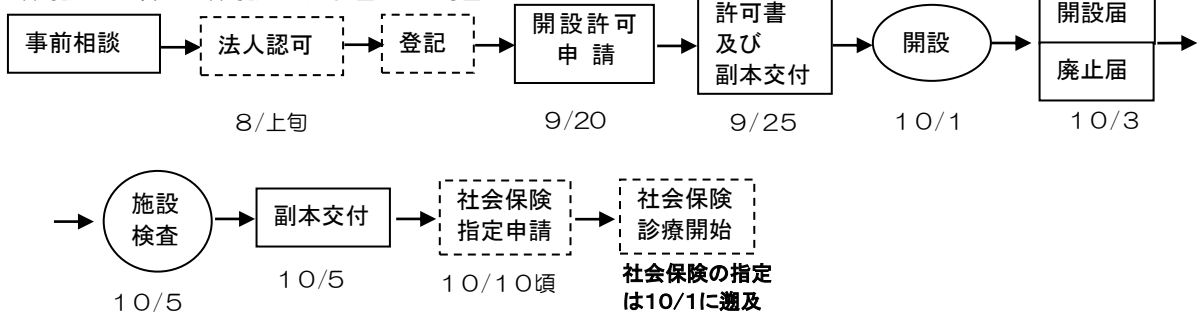
※親開設の診療所は９月３０日付けで廃止し、１０月３日に廃止届を提出します。

非医師（医療法人等）が開設する場合



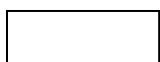
※施設検査については、開設届提出後ではなく開設許可申請後に行う場合もあります。

医師開設から非医師開設に切り替える場合



※個人開設の診療所は９月３０日付けで廃止し、１０月３日に廃止届を提出します。

※施設検査については、開設届提出後ではなく開設許可申請後に行う場合もあります。

 → は保健所への手続き

 → は関係機関への手続き

2 医師・歯科医師（個人）が開設する場合

（１）提出書類

開設後 10 日以内に添付書類を添えて保健所に提出してください。

提出書類		部数	注意事項
診療所・歯科診療所開設届 (診療所 様式第8号) (歯科診療所 様式第9号)		2	診療所と歯科診療所では様式が異なります。 保健所の窓口で配布しています。 区のホームページからもダウンロードできます。(※1)
添 付 書 類	開設者(管理者)の医師(歯科医師)の免許証及び臨床研修等修了登録証の写し	2	本証も提示してください。
	開設者(管理者)の職歴書	2	これまでの職歴と、診療所を開設した旨を記載します。職歴は入退職時期を明確に記載してください。 顔写真の貼付をお願いします(任意)。
	診療に従事する医師(歯科医師)の免許証及び臨床研修等修了登録証の写し	2	本証も提示してください。
	土地の登記事項証明書	2	2通のうち1通は写しでも可。(発行後6ヶ月以内のもの)
	建物の登記事項証明書	2	2通のうち1通は写しでも可。(発行後6ヶ月以内のもの)
	賃貸借契約書の写し (必要に応じて)	2	土地または建物を賃借する場合は、賃貸借契約書の写しを添付してください。(賃貸借契約書の原本も提示してください。) 転貸借による契約の場合は、所有者の転貸借に関する承諾書または同意書などが必要です。
	敷地周囲の見取図	2	道路と建物の位置関係がわかるもの。
	敷地の平面図	2	ビル内に開設する場合は、その階の平面図。
	建物の平面図	2	縮尺100分の1以上のもの。 ベッド・機器類の配置、各室の用途とその面積、窓の位置とその面積、換気装置の位置、手洗い設備の位置、消毒設備の位置を記入。 病室がある場合は、病室番号及びその室の病床数を記入。
	エックス線診療室放射線防護図 (エックス線診療室を備える場合)	2	平面図及び立面図。 (縮尺50分の1のもの。壁及び鉛の厚さを記入。)
	診療所への案内図	2	最寄の駅等から診療所までの道順がわかるもの。

※1 区のホームページから様式をダウンロードする場合は、トップページから、**事業者の方 ⇒ 電子申請・申請書ダウンロード ⇒ 生活・仕事・地域活動 ⇒ 診療所・施術所など** の順にアクセスしてください。

（２）診療所の開設者・管理者に関する規定（抜粋）

① 開設者に関する規定

- * 診療所を開設したときは、開設後 10 日以内に届け出なければなりません。(法第 8 条)
- * 原則として開設者自らが管理者にならなければなりません。(法第 12 条第 1 項)

② 管理者に関する規定

- * 原則として他の病院や診療所の管理者を兼ねることはできません。(法第 12 条第 2 項)
- * 患者が病院等の選択を適切に行うために必要な情報（医療機能情報）を都知事に報告する義務があります。また、医療機能情報を記載した書面などを患者等が閲覧できるように診療所内に備えてください。(法第 6 条の 3)
- * 「医療の安全を確保するための指針の策定」「従事者に対する研修の実施」など、医療の安全を確保するための措置を講じる義務があります。(法第 6 条の 10)

* 管理者は、その診療所に勤務する医師、歯科医師、薬剤師その他の従事者を監督し、業務の遂行に必要な注意を払う義務があります。(法第15条)

3 非医師（医療法人等）が開設する場合

非医師が診療所を開設できるのは、「医療法人等の営利を目的としない法人が開設する場合」か「株式会社等が社員の福利厚生等の非営利目的で開設する場合」に限られ、事前に、診療所所在地を所管する保健所長の開設許可を受けなければなりません。(※2)

開設許可申請手続き後、保健所で書類等の審査を行い、許可書を交付します。

開設許可を受けてからは、6ヵ月以内に診療所を開設し、診療所開設後10日以内に開設届を提出してください。

(1) 診療所開設許可申請書

提出書類等		部数	注意事項
診療所開設許可申請書 (診療所 様式第1号) (歯科診療所 様式第2号)		2	診療所と歯科診療所では様式が異なります。 保健所の窓口で配布しています。 区のホームページからもダウンロードできます。(※3)
申請手数料			現金でご用意ください。(18,000円)
添 付 書 類	法人の定款(写し)	2	医療法人の場合は、開設許可を受けようとする診療所名が記載されていること。本証も提示してください。
	法人の登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)	2	医療法人の場合は「目的等」の欄に、開設許可を受けようとする診療所名が記載されていること。
	土地の登記事項証明書	2	2通のうち1通は写しでも可。(発行後6ヶ月以内のもの)
	建物の登記事項証明書	2	2通のうち1通は写しでも可。(発行後6ヶ月以内のもの)
	賃貸借契約書の写し (必要に応じて)	2	土地または建物を賃借する場合は、賃貸借契約書の写しを添付してください。(賃貸契約書と原本も提示してください。) 転貸による契約の場合は、所有者の転貸に関する承諾書または同意書などが必要です。
	敷地周囲の見取図	2	道路と建物の位置関係がわかるもの。
	敷地の平面図	2	ビル内に開設する場合は、その階の平面図。
	建物の平面図	2	縮尺100分の1以上のもの。 ベッド・機器類の配置、各室の用途とその面積、窓の位置とその面積、換気装置の位置、手洗い設備の位置、消毒設備の位置を記入。 病室がある場合は、病室番号及びその室の病床数を記入。
	エックス線診療室放射線防護図 (エックス線診療室を備える場合)	2	平面図及び立面図。 (縮尺50分の1のもの。壁及び鉛の厚さを記入。)
	診療所への案内図	2	最寄の駅等から診療所までの道順がわかるもの。

※2 医師法第16条の4第1項の規定による登録を受けた者(臨床研修等終了医師)及び歯科医師法第16条の4第1項の規定による登録を受けた者(臨床研修等終了歯科医師)でない者が診療所を開設しようとするときは、その開設地の特別区長の許可を受けなければなりません(法第7条第1項)。中野区ではこの区長の許可を保健所長に委任しています。

※3 区のホームページから様式をダウンロードする場合は、トップページから、**事業者の方 ⇒ 電子申請・申請書ダウンロード ⇒ 生活・仕事・地域活動 ⇒ 診療所・施術所など** の順にアクセスしてください。

(2) 診療所・歯科診療所開設届

提出書類		部数	注意事項
診療所・歯科診療所開設届 (様式第7号)		2	保健所の窓口で配布しています。 区のホームページからもダウンロードできます。(※4)
添付書類	開設者(管理者)の医師(歯科医師)の免許証及び臨床研修等終了登録証の写し	2	本証も提示してください。
	管理者の職歴書	2	これまでの職歴を記載します。職歴は入退職時期を明確に記載してください。顔写真の貼付をお願いします(任意)。 管理者が法人の理事であることが定款の写しや法人登記事項証明書に記載されていない場合は、管理者が法人の理事であることが確認できる書類の写し(法人役員変更届(行政機関の受付印のあるもの)、または役員改選を行った社員総会(理事会)の議事録の写し(原本と相違ない旨の理事長の証明があるもの))を併せて提出してください。
	診療に従事する医師(歯科医師)の免許証及び臨床研修等終了登録証の写し	2	本証も提示してください。

※4 区のホームページから様式をダウンロードする場合は、トップページから、**事業者の方 ⇒ 電子申請・申請書ダウンロード ⇒ 生活・仕事・地域活動 ⇒ 診療所・施術所など** の順にアクセスしてください。

4 診療用エックス線装置を設置する場合

診療用エックス線装置を設置する場合は、「診療用エックス線装置備付届」を、開設届提出時、または設置後10日以内に保健所に提出してください。施設検査後に副本を交付します。

なお、エックス線装置が2台以上ある場合は、それぞれの装置ごとに設置届を提出してください。

(1) 診療用エックス線装置備付届

提出書類		部数	注意事項
診療用エックス線装置備付届 (様式第25号)		2	保健所の窓口で配布しています。 区のホームページからもダウンロードできます。(※5) (注)届出者は診療所開設者ではなく診療所管理者です。
添付書類	エックス線診療室の平面図及び側面図(立面図)	2	エックス線の照射方向、エックス線管から天井・床・周囲の画壁の外側までの距離(メートル)、防護物の材料と厚みを記入した 50分の1 の縮図とです。 隣接する部屋と、上階・下階にある部屋の室名、周囲の状況を明記してください。 放射線管理区域を示す標識の位置や、エックス線を使用中であることを表示するランプ等の位置も記入してください。
	漏えい放射線測定結果報告書(写)	2	

※5 区のホームページから様式をダウンロードする場合は、トップページから、**事業者の方 ⇒ 電子申請・申請書ダウンロード ⇒ 生活・仕事・地域活動 ⇒ 診療所・施術所など** の順にアクセスしてください。

(2) エックス線装置を設置する場合の注意事項

- ① エックス線室は、その天井や床及び周囲画壁の外側における実効線量が1週間に付き1ミリシーベルト以下になるように遮へいされていなくてはなりません。エックス線装置を操作する場所は、原則としてエックス線室の外に設けてください。(規第30条の4第1項、第2項)
- ② エックス線室の標識と放射線管理区域の標識を付けてください。(規第30条の4第3項、規第30条の16)
- ③ 従事者と患者への注意事項をそれぞれ見やすい場所に掲示してください。(規第30条の13)
- ④ エックス線装置を使用しているときは、エックス線室の出入口に使用中である旨を表示してください。(規第30条の20第2項)
- ⑤ 移動式のポータブル装置でも、主に診察室等で使用する場合はエックス線防護装置を設けてください。
- ⑥ 中古のエックス線装置を備え付けた場合や、既存エックス線装置を移設する場合も、医療法施行規則で定められている現在の基準が適用されます。
- ⑦ エックス線装置は医薬品医療機器等法が定める管理医療機器に該当します。診療所の管理者には、診療所に存する医薬品及び医療機器について医薬品医療機器等法の規定に違反しないよう必要な注意をしなければならない義務があります。(規第14条)
- ⑧ 診療所の管理者は、エックス線装置の放射線量を6カ月に1度以上、線量計で測定し、その結果を5年間保管する義務があります。(規第30条の21)

5 構造設備

診療所・歯科診療所の構造設備には規定が設けられています。開設にあたっては下記の事項に適合するようにしてください。

(1) 無床診療所・有床診療所に共通の規定

- ① 診療所は、他の施設と機能的かつ物理的に区画されていること。
※診療所を居宅内に開設する場合、診療所と居宅の出入口が別にあり、廊下等を共有することなく明確に区画すること。
※ビル内に診療所がある場合、ビルの階段・廊下等と明確に区画すること。
- ② 医療機関の各施設は、それぞれの施設が有機的な関係を有し全体で一体性を確保すること。
- ③ 原則として、各室が独立していること。
- ④ 各室の用途が明示され、病室に病室番号及び定床数が明示されていること。(細第13条)
- ⑤ 診療室等各室の標準床面積は、下記のとおり。
診療室：1室あたり9.9m²以上、待合室：1室あたり3.3m²以上、
歯科治療室：1セットの場合6.3m²以上・2セット以上は1セットあたり5.4m²以上、
調剤所：1室あたり6.6m²以上、分娩室：1室あたり9.9m²以上
- ⑥ 診療室に関する規定
ア. 1室で多くの診療科を担当しないこと。
イ. 小児科については、単独の診療室を設けることが望ましい。
ウ. 他の室と明確に区画されていること。他の室への通路となるような構造でないこと。
エ. 診療室と処置室を兼用する場合は、処置室として使用する部分をカーテン等で区画することが望ましい。
オ. 患者のプライバシー保護に努めること。
カ. 診療室は、医師1人につき1室が望ましい。
キ. 給水設備があることが望ましい。
- ⑦ 歯科治療室に関する規定
ア. 他の室と明確に区画されていること。
イ. 他の室への通路となるような構造でないこと。
- ⑧ 調剤所に関する規定(院内処方を行う場合)
ア. 採光、換気を十分にし、かつ清潔を保つこと。(規第16条第1項第14号イ)
イ. 冷暗所(又は冷蔵庫)を設けること。(規第16条第1項第14号ロ)
ウ. 感量10mg及び500mgの天秤を備え付けること。ただし、分包調剤の薬品のみを取扱い、他は処方箋を発行する場合などは実情に応じて処理してよい。(規第16条第1項第14号ハ)
エ. 鍵のかかる貯蔵設備(麻薬保管用金庫等)を設けること。〔指導基準〕

オ. 調剤所と他の室との間には、隔壁を設けること。〔指導基準〕

⑨ その他の規定〔指導基準〕

ア. 暖房施設は、診察室、処置室、エックス線室及び待合室に設けること。

イ. 規16条第1項に定めるもののほか、診療所の構造設備の基準については、建築基準法の規定に基づく政令の定めるところによる。

(2) 有床診療所に関する規定

診療所に病床を設けようとするときは、都知事の許可（設置許可）を受けなければなりません。

また、診療を開始する前に保健所で使用許可を受けなければなりません。

① 病室に関する規定

ア. 1室の病床数は10床以下とすること。ただし、未熟児室はこの限りでない。

イ. 床面積は、患者1人を収容するものにあつては 6.3m^2 以上、患者2人以上を収容するものにあつては患者1人あたり 4.3m^2 以上とする。ただし小児だけを収容する場合は基準床面積の $2/3$ 以上とすることができるが、1室の床面積が 6.3m^2 以下であつてはならない。療養病床は4床以下とし、床面積は 6.4m^2 以上とすること。（施行規則第16条第1項第2号、第3号イ、ロ、第4号）

ウ. 採光面積は、病室の床面積の $1/7$ 以上とすること。（建基令第19条第3項）

エ. 換気のための窓及びその他開口部の面積は、病室の床面積の $1/20$ 以上とすること。ただし、機械換気設備等の換気装置を設けている場合は、この限りでない。（建基法第28条第2項）

オ. 天井高は、 2.1m 以上とすること。（建基令第21条）

カ. 病室は、地階または3階以上に設けてはならない。ただし、放射線治療病室は、地階に設けることができる。また、建物の主要構造部が耐火建築の場合は、3階以上に病室を設けることができる。（規第16条第2号）

キ. 未熟児室は小児病室であり、新生児室は病室ではないが、小児病室に準じること。

ク. 階段室内に出入口のある病室を設けることは望ましくない。

② 階段に関する規定

ア. 2階以上の階に病室がある場合は、患者の使用する屋内直通階段を2以上設けること。ただし、患者の使用するエレベータが設置されているもの又は、2階以上の各階で病室の床面積の合計が 50m^2 （主要構造部が耐火建築のものは 100m^2 ）以下のものは、1とすることができる。（規第16条第8号）

イ. 患者10人以上の収容施設を有する診療所の屋内直通階段の構造は、階段及び踊場の幅は内法で 1.2m 以上、け上げは 20cm 以下、踏面は 24cm 以上とし、手すりを設けること。（規第16条第9号）

ウ. 3階以上の階に病室がある場合は、避難階段を2以上設けること。ただし、屋内直通階段の構造が建築基準法の避難階段としての構造を持つ場合にはこの直通階段を避難階段の数に算入できる。（規第16条第10号）

③ 廊下に関する規定（患者10人以上の収容施設を有する診療所に適用される）

患者が使用する廊下の幅は、内法で 1.2m 以上とし、両側に居室のある廊下（中廊下）の幅は、内法で 1.6m 以上とすること。（規第16条第1項第11号）

④ その他の規定

ア. 産科（産婦人科）を標榜する診療所は、新生児入浴施設を設けること。

イ. 消毒施設、汚物処理施設、便所またはその他の汚物だめは、病室、食堂、調理室または配膳室から相当の間隔を保って設けること。

ウ. 暖房施設は、診察室、処置室、手術室、病室、エックス線室、分娩室、新生児入浴施設及び待合室に設けること。

6 開設にあたっての注意事項

(1) 医療従事者に関する規定

- ① 医師が常時3人以上勤務する診療所は専属の薬剤師を置かなければなりません。(法第18条)
- ② 免許職種については、常勤・非常勤にかかわらず全て届け出てください。

(2) 名称に関する規定

誰が見ても診療所と判断できる、わかりやすい名称にしてください。

→診療所の名称として好ましくない語句の例

- ・優良等他の診療所等より優れていると思わせるような語句
- ・〇〇会等個人開設であるにもかかわらず法人と誤認させるような語句
- ・〇〇病院診療所・□□病院分院等、病院と紛らわしい語句

→診療所の名称として使用できる語句の例

- ・医師の名前 診療科目 ビルの名称 町名

(3) 院内掲示義務 (法第14条の2)

診療所内の受付等、患者が見やすい場所に次に掲げる事項を掲示しなければなりません。

- ① 管理者の氏名
- ② 診療に従事するすべての医師・歯科医師の氏名
- ③ 診療に従事するすべての医師・歯科医師の診療日及び診療時間

例)

管理者氏名	〇〇 〇〇
診療日時及び診療に従事する医師（歯科医師）氏名	
	9:00～12:00 15:00～18:00
月、火	内 科 担当医〇〇〇〇 小児科 担当医△△△△
水、金	小児科 担当医□□□□ 内 科 担当医〇〇〇〇
土	内 科 担当医〇〇〇〇 休 診
※木、日、祝日	休診

(4) 広告に関する規定

診療所、歯科診療所として広告できる事項については、「医療広告ガイドライン」、「医療広告ガイドラインに関するQ&A」、「医療広告規制におけるウェブサイトの事例解説書」等を参照してください。

詳しくは厚生労働省のHP

医療法における病院等の広告規制について

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/kokokukisei/index.html>

を参照してください。

(5) 医療の安全管理体制の整備等に関する資料

平成19年に改正医療法が施行され、医療の安全管理体制の整備が医療機関の管理者の責務となり、以下の作成が必要となりました。

- ・医療安全管理指針
- ・院内感染対策指針
- ・医薬品の安全使用のための業務手順書
- ・医療機器の保守点検計画

令和2年4月から、以下の作成が必要となりました。

- ・診療用放射線の安全利用のための指針

7 その他

申請書や届出書などの用紙類は、保健所窓口で配布しているほか、区のホームページからダウンロードできます。

区のホームページから様式をダウンロードする場合は、トップページから、**事業者の方 ⇒ 電子申請・申請書ダウンロード ⇒ 生活・仕事・地域活動 ⇒ 診療所・施術所など** の順にアクセスしてください。

(1) 変更等の手続き

診療所・歯科診療所の届出内容を変更する場合は、事前に「変更許可申請」を行う場合と、変更後に「開設届出事項一部変更届」を提出する場合があります。

① 事前に変更許可が必要な事項

ア. 法人開設の診療所・歯科診療所が次の事項を変更する場合

変更事項	提出書類	部数
開設の目的、維持の方法	開設許可事項一部変更許可申請書（※１）	2
従業員の定員		
敷地の面積		
建物の構造概要		
歯科技工室の構造概要		

※１ 敷地・建物の構造概要変更部分を赤枠等で明示した新・旧平面図を２部ずつ添付してください。
ただし、室の用途のみを変更する場合は、一枚の図面に新・旧の用途を明示してもかまいません。

イ. 有床診療所の構造設備や病床数を変更する場合（※２）

有床診療所の構造設備を変更する場合は、構造概要の変更手続きに加え、使用許可申請手続きが必要です。

変更事項	提出書類	部数
医師・歯科医師が開設する有床診療所の構造設備や病床数	開設許可（届出）事項一部変更届（※３）	各 2
	開設許可（届出）事項一部変更使用許可申請書（※４）	
非医師・非歯科医師が開設する有床診療所の構造設備や病床数	開設許可届出事項一部許可申請書（※３）	各 2
	開設許可（届出）事項一部変更使用許可申請書（※４）	

※２ 病床数を増やす場合は、事前に都の病床設置許可事項一部変更許可が必要です。
病床数を減らす場合は、変更後に病床設置許可事項一部変更届の提出が必要です。
事項詳細は東京都医療安全課医務担当にお問い合わせください。（１頁参照）

※３ 敷地や建物、病室の構造概要変更部分を赤枠等で明示した新・旧平面図を２部ずつ添付してください。

※４ 無床診療所の場合、または病床を廃止し無床診療所に変更する場合は、使用許可申請は不要です。

②変更後10日以内に届出が必要な事項

ア. 開設者住所・氏名、施設名称・住居表示

変更事項	提出書類	部数
開設者の住所・氏名 (法人の場合は主な事務所の所在地・名称 ※5)	開設許可(届出)事項一部変更届	2
診療所・歯科診療所の名称、住居表示(※6)		

※5 定款又は寄付行為の写し(本証も提示してください。)及び法人の登記事項証明書を添付してください。

※6 移転の場合は、廃止及び開設の手続きが必要です。

イ. 医師・歯科医師が開設する無床診療所の構造設備

※詳細は事前に相談してください。

変更事項	提出書類	部数
敷地の面積、平面図	開設許可(届出)事項一部変更届(※7)	2
建物の構造概要、平面図		
歯科技工室の構造概要		

※7 敷地・建物の構造概要変更部分を赤枠等で明示した新・旧平面図を2部添付してください。

ただし、室の用途のみを変更する場合は、一枚の図面に新・旧の用途を明示してもかまいません。

ウ. 診療科目・診察日・診察時間

変更事項	提出書類	部数
診療科目	開設許可(届出)事項一部変更届(※8)	2
診察日、診察時間		

※8 麻酔科を標ぼうする場合は、標榜許可書の写しを添付してください。また、新たに標ぼうしようとする診療科の診察室が必要となることがあります。(9頁※1参照)

エ. 従事者

変更事項	提出書類	部数
医師・歯科医師(※9)	診療所、歯科診療所又は助産所医療従事者変更届(※12)	2
薬剤師(※10)		
看護師、歯科衛生士等の医療従事者(※11)		
その他の従事者(※11)		

※9 臨床研修等終了登録証・免許証の写しを添付してください。窓口で本証との照合を行うため、本証もあわせて持参してください。

※10 窓口で本証との照合を行うため、本証もあわせて持参してください。

※11 添付書類はありません。

※12 医療従事者(医師・歯科医師・薬剤師・看護師・歯科衛生士等)は職名・氏名・免許証番号・登録年月日を記載してください。医師・歯科医師は摘要欄に担当診療科名、診療日時を記載してください。

オ. 管理者

変更事項	提出書類	部数
管理者の住所・氏名	開設許可(届出)事項一部変更届	2

※非医師（医療法人等）が診療所・歯科診療所を開設している場合は、管理者を変更することができます。
その場合の添付書類は以下のとおりです。

◎臨床研修等修了登録証・免許証の写し（本証も提示してください。）

◎職歴書（これまでの職歴と、管理者に就任した旨を記載します。職歴は入退職時期を明確に記載してください。顔写真の貼付をお願いします（任意）。）

◎医療法人の場合は、管理者が法人の理事に就任していることがわかる書類（法人役員変更届（行政機関の受付印のあるもの）、または役員改選を行った社員総会（理事会）の議事録の写し（原本と相違ない旨の理事長の証明があるもの）。）

※医療法人の代表者の変更については届け出る必要はありません。

カ. エックス線装置

変更事項	提出書類	部数
エックス線装置の製作者名、型式、台数	診療用エックス線装置に関する変更届 （※14）	2
エックス線高圧発生装置の定格出力		
エックス線障害防止に関する構造設備及び予防措置		
エックス線室の廃止	診療用エックス線装置廃止届	2
エックス線室の移転		

※14 エックス線装置の更新・追加、装置や室内の構造設備に係る変更は、「診療用エックス線装置備付届」も提出してください。（5頁参照）

（2）診療所廃止届・開設者死亡（失そう）届

診療所、歯科診療所を廃止した場合、また、開設者が死亡し、または失そう宣告を受けた場合は、その事実が発生した日から10日以内に届け出る必要があります。

届出事項	提出書類	部数	注意事項
診療所、歯科診療所の廃止	廃止届	2	廃止の理由（移転や完全廃止等）、廃止年月日を記載します。
診療所、歯科診療所開設者の死亡、または開設者が失そう宣言を受けた場合	死亡（失そう届）届	2	死亡診断書又は除籍抄本等を添付します。

8 関係機関窓口一覧

担当窓口は変更される場合があります。確認のうえお出かけください。

内容	担当部署
診療所開設許可申請、届出	中野区保健所 生活衛生課 医薬環境衛生係 中野区中野2-17-4 (保健所2階1番窓口) 電話：03-3382-6663 http://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/dept/402000/d002555.html
病床の設置許可、変更	東京都保健医療局医療政策部医療安全課医務担当 新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎28階南 電話：03-5320-4431
法人の設立認可、変更認可	東京都保健医療局医療政策部医療安全課医療法人担当 新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎28階南 電話：03-5320-4426
保険診療の指定	関東信越厚生局東京事務所 新宿区西新宿6-22-1 新宿スクエアタワー 11階 電話：(代)03-6692-5119
医師等の免許証	中野区保健所 生活衛生課 医薬環境衛生係 中野区中野2-17-4 (保健所2階1番窓口) 電話：03-3382-6663
麻薬施用者免許	東京都保健医療局健康安全部薬務課薬事免許担当 新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎30階北 電話：03-5320-4503
結核予防法指定医療機関申請	中野区保健所 保健予防課 結核・感染症予防係 中野区中野2-17-4 (保健所2階5番窓口) 電話：03-3382-6577
生活保護法指定医療機関申請	中野区役所 生活援護課 中野区中野4-11-19 電話：(代)03-3389-1111

診療所開設の手引き 令和7年2月

編集発行：中野区保健所生活衛生課

医薬環境衛生係

東京都中野区中野2-17-4

電話03-3382-6663